Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法

1. 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック
2. 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
3. 検索コードを入力して「検索」をクリック　検索コード 0300020722

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。
お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページでご確認いただけます。

この保険の正式名称は、通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）です。

- 契約の主体はお客さまと保険会社であり、募集代理店は媒介のみを行います。保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約払戻金額等が借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借り入れを前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店
みずほ証券株式会社

引受保険会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ　フリーダイヤル　0120-125-104
https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2505502-H8　2025.05　OT　MSPL-2502-A-0074-00

2025年5月版

えらべる、想い

通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット　P1～
契約概要　P19～
注意喚起情報　P37～
Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内　裏表紙

ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

募集代理店　MIZUHO みずほ証券

引受保険会社　三井住友海上プライマリー生命　MS&AD INSURANCE GROUP

えらべる、想いは、

お客さまの〝想い〟をカタチにできる通貨選択型の一時払終身保険です。

この冊子では、主契約（通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型））を「基本コース」、主契約に「認知症介護三大疾病保障特則」を適用した契約を「三大疾病・介護・認知症コース」と表記しています。

● ご要望に応じて2つのコースから選択できます ※ご契約後は、別のコースに変更することはできません。

家族によりふやしてのこしたい

基本コース

第1保険期間経過後、死亡保険金がより大きくなります。

詳しくは P3～P4

■ 相続税課税件数は増えています

2015年1月1日以降、相続税の基礎控除が減額され、相続税課税件数は増えています。

相続税課税件数の推移

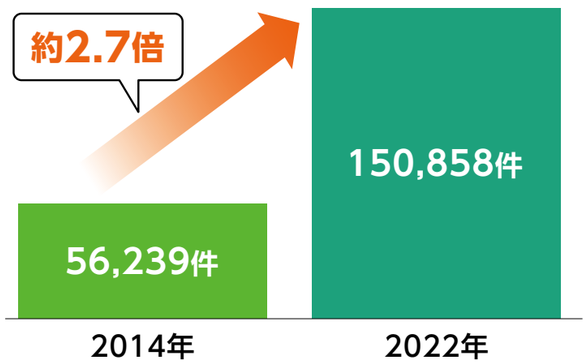

【出典】国税庁「平成26年分の相続税の申告状況について」
「令和4年分 相続税の申告事績の概要」

被相続人1人あたりの税額
平均1,855万円

今まで相続税がかからないと思っていた方もかかる可能性があります。

家族にふやしてのこしながら 病気や介護にもそなえたい

三大疾病・介護・認知症コース

このコースを選択する場合、被保険者の健康告知が必要です。

三大疾病・介護・認知症になった時にまとまった保険金を受取ることができます。

詳しくは P5～P8

■ 相続までの“不安”にそなえることができます

将来の自分の日常生活全般について不安に思うこと ※全14項目中上位4項目を抜粋

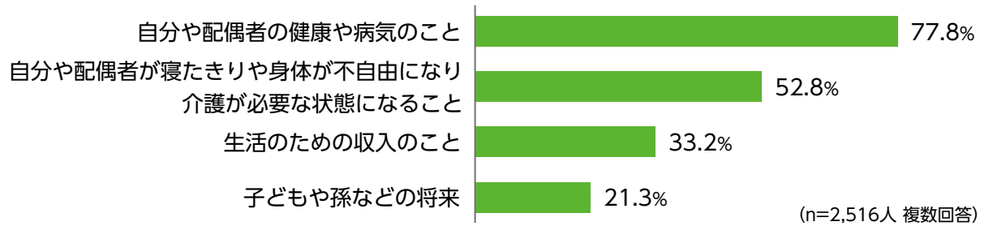

【出典】内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査（平成22年4月2日）」

入院の原因は、約4人に1人が三大疾病です。

【出典】厚生労働省「令和2年患者調査」より算出
※心疾患は高血圧性のものを除く

介護が必要となった主な原因は、約4.2人に1人が三大疾病です。

【出典】厚生労働省「2022（令和4年）国民生活基礎調査」より算出

介護の原因となる三大疾病に保障を準備することができます。

※本税務取扱いの内容は2025年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。
個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

基本コース のしくみと特徴

契約年齢
20歳～90歳

第1保険期間経過後 死亡保険金が大きくなります。

- 第1保険期間経過後、**死亡保険金が**契約通貨建てで**大きく**なります。
- **第1保険期間は**お客さまのニーズにあわせて**期間を選択**できます。その期間が長いほど、第2保険期間の死亡保険金額はより大きくなります。
- 死亡保険金は、各保険期間の保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。

詳しくは P9

第1保険期間中、死亡保険金を円で保証することもできます。

契約通貨
外貨
第1保険期間
1年・3年のみ

- 契約通貨が外貨で、**第1保険期間**が**1年または3年の場合**、初期死亡円保証特約を付加することで、第1保険期間の死亡保険金額は、**一時払保険料の円換算額が最低保証**されます。
- 為替レートが変動しても、安心してご家族にのこすことができます。

※初期死亡円保証特約を付加した場合、所定の費用を積立金から控除するため、基本保険金額は付加しない場合とくらべて小さい金額となります。
なお、この特約を中途付加・中途解約することはできません。

- 円満な相続のための準備ができます。

相続税対策　遺産分割対策　納税資金対策

詳しくは P51

【イメージ図】[契約年齢：40歳以上の場合]

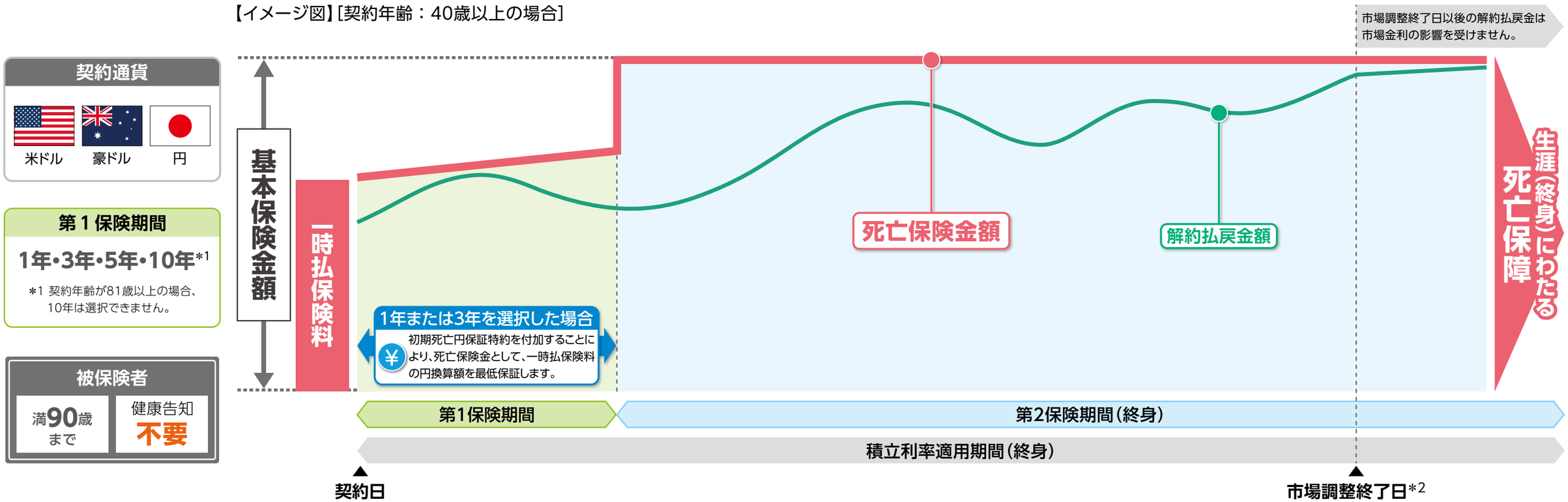

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

*2 市場調整終了日について詳しくは、P16をご覧ください。

ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは P37～P40

	契約年齢：39歳以下		契約年齢：40歳以上	
	期間	積立利率適用期間	期間	積立利率適用期間
第1保険期間	1年・3年・5年・10年	【米ドル・円】30年 【豪ドル】20年	1年・3年・5年・10年*1	終身
第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日		第1保険期間満了日の翌日から終身	
第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身	終身	なし	

三大疾病・介護・認知症コース のしくみと特徴

契約年齢
40歳～80歳

ご契約後すぐに死亡保険金が大きくなります。

- ご契約後、**すぐに死亡保険金が**契約通貨建てで**大きく**なります。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金をお受取り後の死亡保険金額は、基本保険金額から特則保険金額を差引いた金額と主契約部分の解約払戻金額いずれか大きい金額となります。

詳しくは P9～P10

三大疾病、介護または認知症になった時にまとまった保険金を受取ることができます。

- 三大疾病、介護または認知症等で所定の状態に該当した場合、**三大疾病保険金または認知症介護保険金を受取る**ことができます。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。
特則保険金額の設定にあたっては、お客さまのニーズにあわせて**特則保障割合の型を選択**できます。

詳しくは P7～P8

【イメージ図】

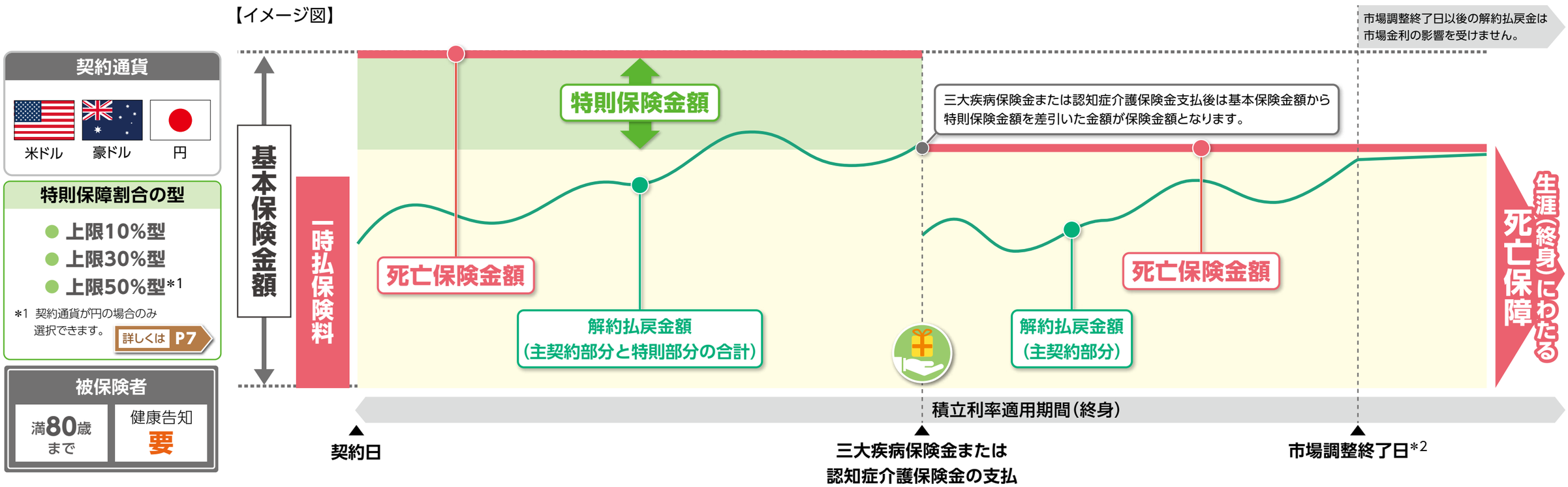

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

*2 市場調整終了日について詳しくは、P16をご覧ください。

ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは P37～P40

◆**三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて1回を限度とし、重複してお支払いしません。**

このコースを選択する場合、被保険者の健康告知が必要です。

お手続きはチェックのみで簡単です!
告知項目への該当がある場合はこのコースを選択できません。

告知は5項目!
過去の病気・入院等、三井住友海上プライマリー生命が確認する内容について、すべて「いいえ」であれば、このコースを選択いただけます。

三大疾病・介護・認知症コースの保障について

特則保険金額

特則保険金額は、基本保険金額に特則保障割合を乗じた金額となります。

- 特則保障割合は、ご契約時にご選択いただく**特則保障割合の型**に基づき三井住友海上プライマリー生命が計算した割合となります。**特則保障割合の型**は、契約通貨に応じて下記のとおりとなります。

契約通貨	特則保障割合の型
米ドル・豪ドル	●上限10%型　●上限30%型
円	●上限10%型　●上限30%型　●上限50%型

【イメージ図】

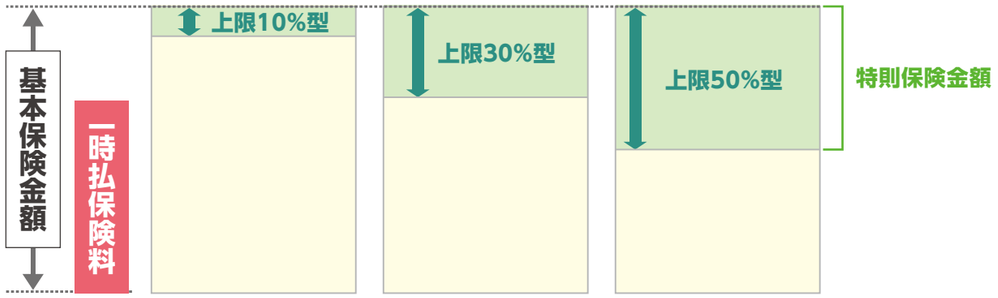

ご注意ください

◆特則保険金額には契約年齢に応じて上限があり、かつ一時払保険料を超えることはできません。
そのため、ご契約に適用される特則保障割合は、特則保障割合の型ごとに設定されている上限値に満たない場合があります。

詳しくは P15

三大疾病保険金

三大疾病保険金は、次のいずれかの事由に該当された場合にお受取りいただきます。

■ 対象となる三大疾病

ガン
（上皮内ガンを除く悪性新生物）

初めて**診断確定されたとき**

⚠ 責任開始の日から90日以内に診断確定された場合、三大疾病保険金はお支払いしません。

- 対象となる疾病の例 … 大腸ガン、肺ガン、胃ガン、乳ガン、前立腺ガン 等

心疾患

入院されたとき

- 対象となる疾病の例 … 狭心症、心不全、心筋症、急性心筋梗塞 等

脳血管疾患

入院されたとき

- 対象となる疾病の例 … 脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血 等

詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

認知症介護保険金

認知症介護保険金は、次のいずれかの事由に該当された場合にお受取りいただきます。

①公的介護保険制度における**要介護1**以上と認定されていること
②所定の**認知症**と診断確定されたとき

⚠ 責任開始の日から180日以内に発病した疾病または発生した傷害を原因として所定の認知症と診断確定された場合、認知症介護保険金はお支払いしません。

■ 対象となる要介護状態

■ **公的介護保険制度の身体状態のめやす**

要介護1 … 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態

- 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。
- 問題行動や理解の低下がみられることがある。

※この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。

【出典】(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

■ 対象となる認知症

認知症にはその原因などにより、いくつか種類があります。認知症介護保険金の支払事由にあたる認知症は、次の(1)および(2)のいずれにも該当している場合をいいます。

(1)医師により器質性認知症と診断されていること
(2)器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること

器質性認知症…アルツハイマー病の認知症と血管性認知症で全体の約9割を占めます。

■ **アルツハイマー病の認知症**
脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮が起こります。

■ **血管性認知症**
脳梗塞や脳出血によって、脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。
高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【出典】厚生労働省老健局「令和元年6月 認知症施策の総合的な推進について（参考資料）」

見当識障害…「時間」「場所」「人物」のいずれかが認識できなくなる状態

- 季節や朝昼夜などがわからない
- 自宅や今いる場所がわからない
- 家族など日頃接している周囲の人がわからない

詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

被保険者が三大疾病保険金、認知症介護保険金の受取人として保険金を受取った場合、所得税および住民税が非課税となります。

死亡保険金について

保険期間中に被保険者が死亡された場合、コースに応じて、**死亡された日の保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額**を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
各コースの、各期間における保険金額は次のとおりとなります。

基本コース の保険金額

第1保険期間

積立金額（一時払保険料に積立利率、経過年月数等を用いて計算した金額）

※一部解約をした場合、基本保険金額の減額に応じて積立金額は減額します。

第2保険期間

基本保険金額

契約年齢が39歳以下の場合

第3保険期間

更改日の積立金額に基づき、更改日における被保険者の年齢および性別ならびに積立利率に応じて計算した金額

※契約年齢が39歳以下の契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、第3保険期間の保険金額が大きくなります。

【基本コースのイメージ図】［契約年齢：39歳以下の場合］

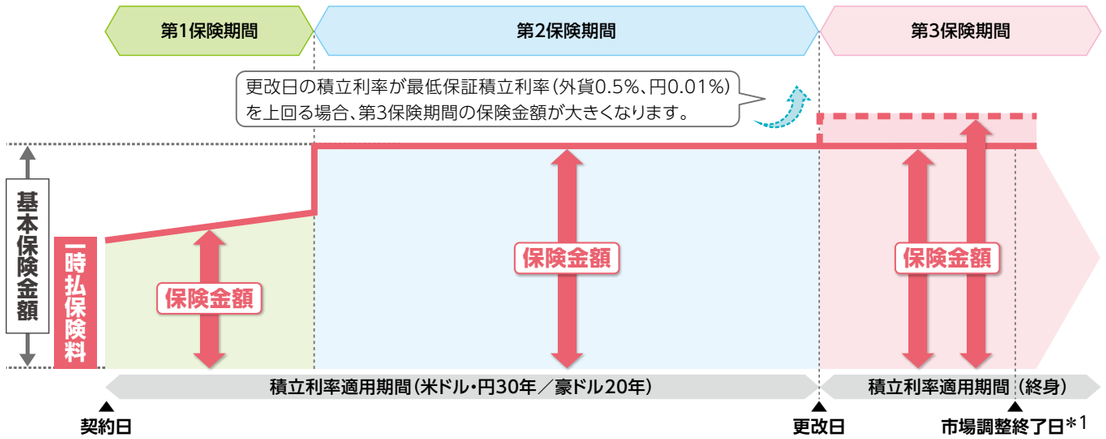

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

*1 市場調整終了日以後の解約払戻金は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日について詳しくは、P16をご覧ください。

初期死亡円保証特約を付加した場合の第1保険期間の死亡保険金額（第1保険期間が1年または3年）

次のいずれか大きい額
- 死亡保険金額を円支払特約レート*2で円換算した額
- 一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額*3

*2 三井住友海上プライマリー生命が不備のない請求書類を受付けた日のレートとなります。

*3 円入金特約を付加して円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加して契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。

三大疾病・介護・認知症コース の保険金額

A 三大疾病保険金または認知症介護保険金**支払前**

基本保険金額

B 三大疾病保険金または認知症介護保険金**支払後**

基本保険金額から特則保険金額を差引いた金額

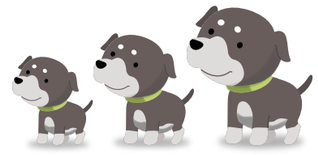

【三大疾病保険金または認知症介護保険金の支払がある場合】

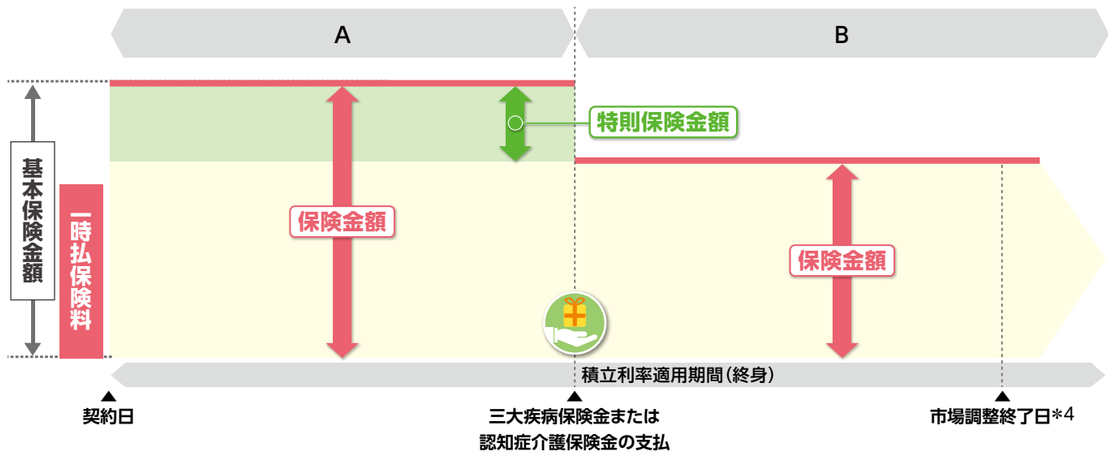

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

*4 市場調整終了日以後の解約払戻金は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日について詳しくは、P16をご覧ください。

ご注意ください

◆三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて1回を限度とし、重複してお支払いしません。

家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより
「のこしたい方」へのスムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。

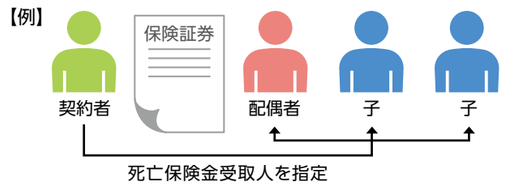

● 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

<指定範囲>

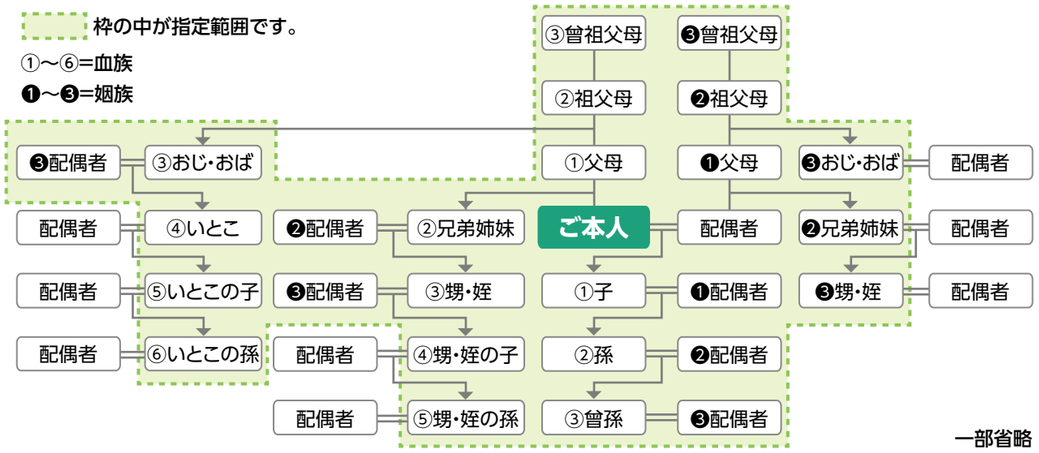

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
（ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。）

すぐに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、
すぐに使える資金として活用いただけます。
銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、
死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。
詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

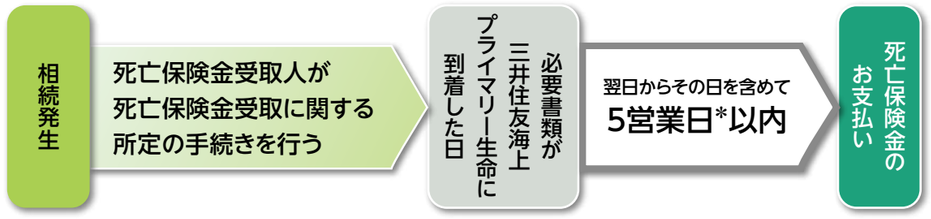

＊ 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

指定代理請求特約について

基本コース
三大疾病・介護・認知症コース

指定代理請求人が請求することもできます。

本来の受取人に年金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって請求することができます。

●たとえばこんなとき･･･

高齢で
認知症等となり意思表示が
できなくなったとき

傷害や疾病で
寝たきり状態等となり意思表示が
できなくなったとき

上記のような場合でも、お受取りいただけます。

請求対象	年金など	特則保険金
本来の受取人	年金受取人	特則保険金受取人
支払先	指定代理請求人の請求により、以下のいずれかの口座にお支払いします。 ・年金受取人または特則保険金受取人の口座 ・指定代理請求人の口座	
対象となる契約	年金移行特約（定額保険用） 介護年金移行特約を付加した契約 （年金受取人＝被保険者の契約に付加可）	三大疾病・介護・認知症コース （特則保険金受取人＝ 被保険者の契約に付加可）

●指定代理請求人は、被保険者である年金受取人または特則保険金受取人との関係が次の範囲内で任意の方を1名指定することができます。

配偶者	直系血族 （子、孫、父母、祖父母など）	3親等以内の親族 （兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など）

●三井住友海上プライマリー生命が認めた場合、次の範囲内からも指定することができます。

①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
②被保険者の財産管理を行っている者
③死亡保険金の受取人
④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として
三井住友海上プライマリー生命が認めた者

- 受取人の代理になる方を契約者が指定するため、契約者は受取人と相談したうえで指定代理請求人を指定してください。
- 指定代理請求人を指定した際には、契約者は指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることをお伝えください。
- 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

社会貢献特約について 基本コース 三大疾病・介護・認知症コース

社会貢献特約とは

●社会貢献特約（以下、本特約）とは、三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体（以下、指定公益団体）を死亡保険金受取人とする特約です。
●被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金を契約者が選択した指定公益団体にお支払いします。

指定公益団体について

指定公益団体については、「三井住友海上プライマリー生命 社会貢献特約 指定公益団体のご案内」、または三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）をご覧ください。
本特約の付加にあたっては、死亡保険金受取人として、指定公益団体の中からいずれか1団体を、契約者に選択いただきます。

ご注意ください

◆契約者が選択した指定公益団体が消滅した場合、または契約者が選択した指定公益団体が三井住友海上プライマリー生命が定める指定公益団体ではなくなった場合、指定公益団体の中から三井住友海上プライマリー生命が指定した公益団体を新たな死亡保険金受取人とし、契約者へ通知します。

死亡保険金のお支払までの流れ

ご契約時
●ご契約時に社会貢献特約を付加の上、指定公益団体の中からいずれか1団体を選択し、死亡保険金受取人として指定いただきます。
※本特約は、契約者と被保険者が同一人の場合で、かつご契約時のみ付加することができます。

ご契約中
●ご契約中、指定公益団体を変更することができます。
●本特約は中途解約することができます。この場合、新たな死亡保険金受取人（被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族）を指定いただきます。
※本特約を解約した後に、再度付加することはできません。

被保険者死亡時
●本特約を付加した契約で被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。
※死亡保険金受取人から請求書類の提出がなくとも、三井住友海上プライマリー生命からの確認や他契約の死亡保険金の請求等により、三井住友海上プライマリー生命が死亡保険金の支払事由の発生を確認した時、死亡保険金の請求があったものとして取扱います。

特にご留意いただきたい事項

◆本特約を付加した場合、以下にご留意ください。
・死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体となります。
この場合、死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体1団体のみとなり、死亡保険金受取人を複数指定することはできません。
・遺族年金支払特約を付加することはできません。
◆本特約を中途付加することはできません。
◆**本特約を付加した場合、死亡保険金受取人は指定公益団体となり、相続人ではありません。本特約の付加にあたっては、ご家族とご相談いただくよう強く推奨しております。**
◆本特約を付加した場合は、「一般の生命保険料控除」の対象とはなりません。

各種お取扱いについて

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率 基本保険金額等を計算するために、コース、契約年齢、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間等に応じて定める利率です。

指標金利 コースに応じ、積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。

為替レート 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と、外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル⇔豪ドル）で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

＊ 通貨ごとに、米ドル（USD）：午前10時30分以降、
豪ドル（AUD）：午前11時00分以降よりご案内しております。
外貨入金特約は米ドル（USD）・豪ドル（AUD）とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル **0120-125-104**

最新の積立利率・為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。
詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P37～P39をご覧ください。

解約について

この保険を解約等した場合には、解約控除がかかります。
解約等についての詳細は、基本コース はP25～P26、
三大疾病・介護・認知症コース はP32～P33をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P47～P48をご覧ください。

ご契約について

			基本コース	三大疾病・介護・認知症コース
概要			主契約（通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型））	主契約に「認知症介護三大疾病保障特則」を適用した契約 特則保障割合の型 ● 上限10%型 ● 上限30%型 ● 上限50%型*1 *1 契約通貨が円の場合のみ選択できます。
契約通貨			米ドル ／ 豪ドル ／ 円	
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）			20歳～90歳	40歳～80歳
一時払保険料	最低	外貨	1万ドル（1ドル単位） ※円入金特約を付加した場合は最低100万円（1万円単位）	
		円	100万円（1万円単位）	
	最高		基本保険金額が 20億円となる保険料	基本保険金額が 20億円となる保険料 特則保険金額は下記金額または一時払保険料のいずれか小さい金額が上限となります。 【契約年齢 40歳～69歳】3億円 【契約年齢 70歳～80歳】2億円
			※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P24、P31をご覧ください。	
保険期間 （終身）			第1保険期間 契約日から 1年・3年・5年・10年を選択 ※契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。	終身
			第2保険期間 【契約年齢 39歳以下】 第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日 【契約年齢 40歳以上】 第1保険期間満了日の翌日から終身	
			第3保険期間 【契約年齢 39歳以下】 第2保険期間満了日の翌日（更改日）から終身 【契約年齢 40歳以上】 なし	

		基本コース	三大疾病・介護・認知症コース
積立利率適用期間		【契約年齢 39歳以下】 第2保険期間満了まで： 米ドル・円：30年／豪ドル：20年 第3保険期間：終身 【契約年齢 40歳以上】 終身	終身
健康告知		なし	あり
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日または告知日のいずれか遅い日
市場調整終了日		【契約年齢 39歳以下】 積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日	ー
		【契約年齢 40歳以上70歳以下】 契約日から30年後の年単位の契約応当日 【契約年齢 71歳以上】 被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日	
取扱範囲 （個人契約の場合）	契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
	死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
	特則保険金受取人	ー	被保険者
保険料の払込方法		一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P41～P42をご覧ください。	
増額		お取扱いいたしません。	
一部解約 （基本保険金額の減額）		減額後の基本保険金額 外貨：1万ドル以上 ／ 円：100万円以上	
付加できる主な特約		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、初期死亡円保証特約*2、遺族年金支払特約、年金移行特約（定額保険用）、介護年金移行特約*3、指定代理請求特約、社会貢献特約 *2 基本コースを選択して、第1保険期間が1年、3年の場合に付加できます。 *3 基本コースを選択した場合に付加できます。	

※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ　プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会　● 住所変更　● 生命保険料控除証明書の再発行　等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書の再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ
https://www.ms-primary.com

プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話　ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会　● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**（ハイ、パートナー）

受付時間
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	**保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内　等** 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
保険期間中	**ご契約状況のお知らせ** 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 ＊ 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

※契約年齢が39歳以下のご契約で、第3保険期間の更改日以降に「積立利率の更改についてのご案内」において適用する新しい積立利率をお知らせします。
※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

＊ ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】
・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス

私だけ契約内容を把握しているのは不安・・・

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約

将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう・・・

保険金等（特則保険金、年金）受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ**「指定代理請求特約」**を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、保険金等受取人に代わって住所変更や口座変更等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と保険金等受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと

父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。
ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。
なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、コース（「基本コース」、「三大疾病・介護・認知症コース」）＜＊＞と契約通貨（米ドル・豪ドル・円）をそれぞれご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

＜＊＞ 当冊子では、主契約（通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型））を「基本コース」、主契約に「認知症介護三大疾病保障特則」を適用した契約を「三大疾病・介護・認知症コース」と表記しています。

『えらべる、想い』の正式名称は、通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.40の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2つのコースの概要については、下記をご参照ください。

基本コース	三大疾病・介護・認知症コース
P.20〜P.26	P.27〜P.33

2 2つのコースの概要について

基本コース

- このコースは、ご契約時に選択する第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保険金額が大きくなります。
- 保険金額は、第1保険期間中は積立金額（一時払保険料、契約日の積立利率、経過年月数等で計算した額）となり、第1保険期間満了日の翌日に増加し、第2保険期間中は基本保険金額（一時払保険料および契約日の積立利率等で計算して定められた額）となります。
  ※ 契約年齢が39歳以下のご契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回った場合は、第3保険期間の保険金額が大きくなります。
- 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金については、P.22をご参照ください。
- 各保険期間と積立利率適用期間は、契約年齢に応じて次のとおりです。

契約年齢	保険期間		積立利率適用期間
39歳以下	第1保険期間	1年、3年、5年、10年	【米ドル・円】30年 【豪ドル】20年
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から 積立利率適用期間満了日	
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日（更改日）から終身	終身
40歳以上	第1保険期間	1年、3年、5年、10年＜＊＞	終身
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身	
	第3保険期間	なし	

＜＊＞ 契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。

- この保険は、解約払戻金の計算で市場金利の変動状況を反映させるしくみです。ただし、市場調整終了日以後は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日については、P.24をご参照ください。

【イメージ図】[契約年齢：39歳以下]

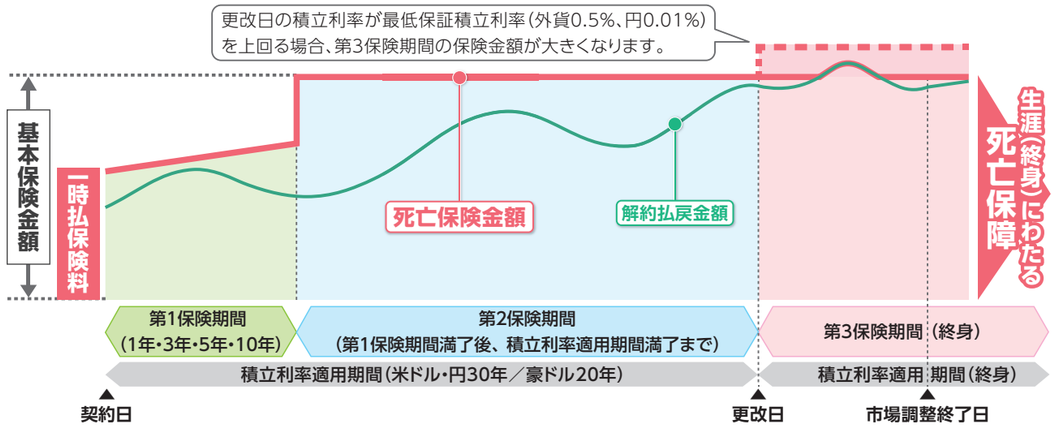

【イメージ図】[契約年齢：40歳以上]

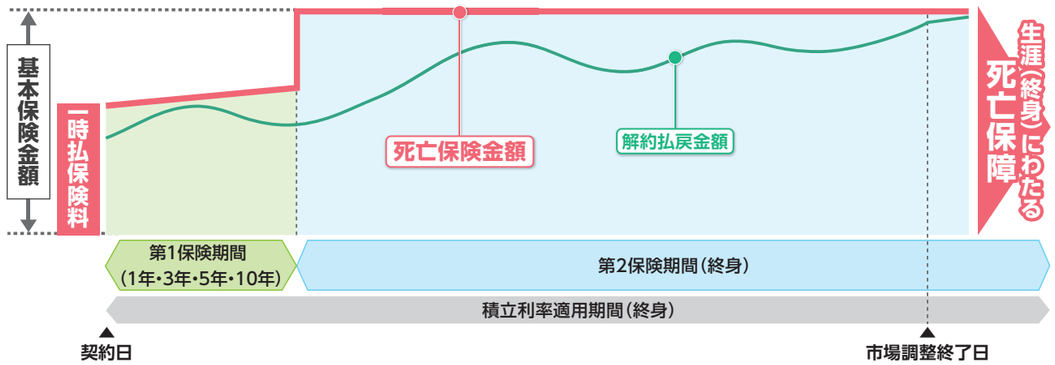

※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

1. 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて異なります。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。なお、契約年齢が39歳以下の場合、契約日以後は更改日に積立利率を改め、改めた積立利率は契約者宛に郵送等で通知します。
- 積立利率適用期間は、契約年齢が39歳以下の場合、米ドル・円は30年、豪ドルは20年となり、更改日以後は終身となります。契約年齢が40歳以上の場合は終身となります。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

  ※ 詳細については、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。

- 払込保険料が40万米ドル・50万豪ドル・5,000万円以上の場合、保険期間中に適用される積立利率に所定の利率を上乗せします。

  ※ ご契約時の金利環境等によって、積立利率の上乗せを行わない場合があります。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

2. 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。保険金額は各保険期間により異なります。 ＜保険金額＞ 第１保険期間：積立金額 第２保険期間：基本保険金額 第３保険期間：更改日の積立金額に基づき、更改日における被保険者の年齢および性別ならびに積立利率に応じて計算した金額 ※ 更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、第３保険期間の保険金額が大きくなります。 ・ 契約通貨が外貨で第１保険期間が１年または３年の契約に、初期死亡円保証特約を付加した場合、第１保険期間の死亡保険金は、上記死亡保険金を三井住友海上プライマリー生命が不備のない請求書類を受付けた日の円支払特約レートで円換算した額と、一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額＜＊＞のいずれか大きい額となります。

＜＊＞ 円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。

ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3. 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。

※ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 初期死亡円保証特約

外貨建契約で第１保険期間が１年または３年の場合において、保証期間（契約日から１年間または３年間）中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金額を、円換算死亡保険金額または円換算一時払保険料のいずれか大きい額とします。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）

契約日から１年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護２以上と認定されている場合、契約日から１年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体（以下、指定公益団体）を死亡保険金の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. ご契約のお取扱いについて

契約通貨				米ドル／豪ドル／円
一時払保険料		最低		１万ドル（１ドル単位）または100万円（１万円単位） ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。
		最高		基本保険金額が20億円となる保険料 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）				20歳～90歳
告知				健康告知なし
積立利率適用期間		契約年齢	39歳以下	第２保険期間満了まで：米ドル・円：30年／豪ドル：20年 第３保険期間：終身
			40歳以上	終身
保険期間（終身）	第１保険期間			１年・３年・５年・10年 ※ 契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。
	第２保険期間	契約年齢	39歳以下	第１保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日
			40歳以上	第１保険期間満了日の翌日から終身
	第３保険期間	契約年齢	39歳以下	第２保険期間満了日の翌日（更改日）から終身
			40歳以上	なし
市場調整終了日		契約年齢	39歳以下	積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日
			40歳以上 70歳以下	契約日から30年後の年単位の契約応当日
			71歳以上	被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
保険料の払込方法				一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。
増額				お取扱いいたしません
一部解約（基本保険金額の減額）		外貨		減額後の基本保険金額：１万ドル以上
		円		減額後の基本保険金額：100万円以上

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

5. 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約の全部を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約（一部解約）による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日（一部解約日）までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を適用した金額となります。
- 解約（一部解約）時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ ①市場調整価格 － ②解約控除額

①市場調整価格 ＝ 解約日（一部解約日）の積立金額<＊1> － 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日（一部解約日）の積立金額}\langle *1\rangle \times \left\{1-\left(\frac{1+i\langle *3\rangle}{1+j\langle *4\rangle}\right)^{\frac{\text{残存月数}\langle *5\rangle}{12}}\right\}$$

②解約控除額 ＝ 一時払保険料<＊6> × 所定の解約控除率<＊7>

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、次のいずれかの場合、市場調整額は0（ゼロ）とします。

- 【契約年齢39歳以下】積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日以後
- 【契約年齢40歳以上70歳以下】契約日から30年後の年単位の契約応当日以後
- 【契約年齢71歳以上】被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後
- 解約日（一部解約日）が更改日の場合

<＊1> 解約の場合は解約日の積立金額<＊2>となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する積立金額となります。

<＊2> 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<＊3> ｉは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

<＊4> ｊは、解約日（一部解約日）において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の指標金利です。

<＊5> 契約日における被保険者の年齢が39歳以下で更改日前の解約の場合の残存月数は、解約日（一部解約日）から更改日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.8となります。契約日または更改日における被保険者の年齢が40歳以上の場合の残存月数は、解約日（一部解約日）から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.5となります。

<＊6> 一部解約の場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。

<＊7> 解約控除率については、P.39をご参照ください。

ご注意

- この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご留意ください。
  ① 積立利率は、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません（上昇しません）。
  ② また、ご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。
- 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
- 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性（金利変動リスク）が高くなります。また、解約日から市場調整終了日または更改日までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。
- 解約控除や市場調整のしくみや影響により、一部解約した払戻金額は、一部解約した基本保険金額に対応する一時払保険料より少なくなる可能性があります。また、一部解約をした払戻金額と将来受取る保険金等の合計額が元本割れする可能性があります。

三大疾病・介護・認知症コース（認知症介護三大疾病保障特則を適用）

- このコースは、保険期間中に被保険者が所定の三大疾病または介護・認知症に該当された場合、その支払事由に応じて三大疾病保険金または認知症介護保険金をお支払いします。三大疾病保険金と認知症介護保険金については、P.29をご参照ください。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい額となります。
- 特則保険金額は、ご契約時にご選択いただく次の契約通貨に応じた「特則保障割合の型」に基づき三井住友海上プライマリー生命が計算した特則保障割合を基本保険金額に乗じた金額となります。この特則保険金額および基本保険金額は、一時払保険料、契約日の積立利率、特則保障割合等に応じて計算して定めます。

契約通貨	特則保障割合の型
米ドル・豪ドル	上限10%型・上限30%型
円	上限10%型・上限30%型・上限50%型

ご注意　特則保険金額には契約年齢に応じて上限があり、かつ一時払保険料を超えることはできません。そのため、ご契約に適用される特則保障割合は、特則保障割合の型ごとに設定されている上限値に満たない可能性があります。

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金については、P.29をご参照ください。
- この保険は、解約払戻金の計算で市場金利の変動状況を反映させるしくみです。ただし、市場調整終了日以後は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日については、P.31をご参照ください。

【イメージ図】

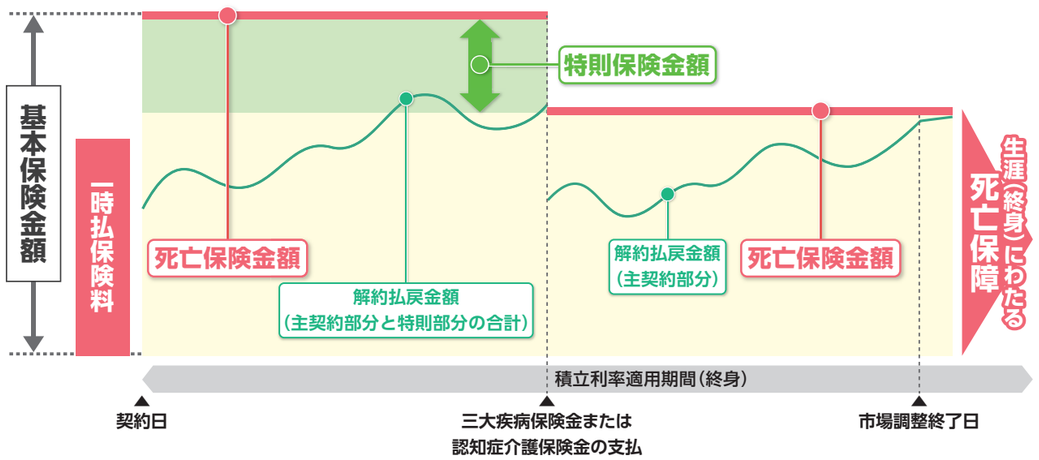

※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

1.積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれについて設定され、契約年齢および契約通貨に応じて異なります。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢および契約通貨に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
  ※ 詳細については、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 払込保険料が40万米ドル・50万豪ドル・5,000万円以上の場合、積立利率を上乗せします。
  ※ ご契約時の金利環境等によって、積立利率の上乗せを行わない場合があります。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数、特則保険金額等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

2.保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の以下の保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。 ＜三大疾病保険金または認知症介護保険金の支払前＞ 基本保険金額 ＜三大疾病保険金または認知症介護保険金の支払後＞ 基本保険金額から特則保険金額を控除した残額
三大疾病保険金	保険期間中に被保険者が所定の三大疾病に該当された場合、被保険者が次のいずれかの支払事由に該当した日の特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい額を三大疾病保険金として特則保険金受取人（被保険者）にお支払いします。 ① 責任開始日からその日を含めて91日目（ガン給付責任開始日）以後に初めて所定のガン（上皮内ガンを除く悪性新生物）と診断確定されたとき ② 責任開始期以後に発病した所定の心疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき ③ 責任開始期以後に発病した所定の脳血管疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき
認知症介護保険金	保険期間中に被保険者が所定の介護・認知症に該当された場合、被保険者が次のいずれかの支払事由に該当した日の特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい額を認知症介護保険金として特則保険金受取人（被保険者）にお支払いします。 ① 責任開始日からその日を含めて181日目（認知症給付責任開始日）以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、認知症＜＊＞と診断確定されたとき ② 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、公的介護保険制度における要介護１以上と認定されていること

＜＊＞ 対象となる認知症とは、医師により器質性認知症と診断され、それを原因として意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当している場合をいいます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※ 詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご注意

- ガン給付責任開始日前に所定のガン（悪性新生物）と診断確定されていた場合には、三大疾病保険金をお支払いしません。
- 認知症給付責任開始日前に所定の認知症と診断確定されていた場合には、認知症介護保険金のお支払いはしません。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて１回のお支払いとなり、重複してお支払いしません。
- 死亡保険金の支払後に三大疾病保険金または認知症介護保険金のお支払いはしません。
- 免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3.主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。

※ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）

契約日から１年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体（以下、指定公益団体）を死亡保険金の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4.ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル／円
一時払保険料	最低	1万ドル（1ドル単位）または100万円（1万円単位） ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。
	最高	基本保険金額が20億円となる保険料 ※ 特則保険金額は下記金額または一時払保険料のいずれか小さい金額が上限となります。 【契約年齢：40歳～69歳】3億円 【契約年齢：70歳～80歳】2億円 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額となります。
積立利率適用期間		終身
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		40歳～80歳
告知		健康告知あり
特則保障割合の型	外貨	上限10%型／上限30%型
	円	上限10%型／上限30%型／上限50%型
保険期間		終身
市場調整終了日		【契約年齢 40歳以上70歳以下】 契約日から30年後の年単位の契約応当日 【契約年齢 71歳以上】 被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。
増額		お取扱いいたしません
一部解約 （基本保険金額の減額）	外貨	減額後の基本保険金額：1万ドル以上
	円	減額後の基本保険金額：100万円以上

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。また、特則保険金額は通算して3億円が上限となります。ただし、被保険者の契約年齢が70歳以上の場合は2億円を上限とします。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

5.解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約（一部解約）による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日（一部解約日）までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を適用した金額となります。
- 解約（一部解約）による払戻金額は、主契約部分と特則部分の解約払戻金額の合計となり、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ **Ⓐ主契約部分の解約払戻金額** ＋ **Ⓑ特則部分の解約払戻金額**

Ⓐ主契約部分の解約払戻金額

主契約部分の解約払戻金額 ＝ ①主契約部分の市場調整価格 － ②主契約部分の解約控除額

①主契約部分の市場調整価格 ＝ 解約日（一部解約日）の主契約部分の積立金額<＊1> － 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日（一部解約日）の主契約部分の積立金額}\langle *1\rangle \times \left\{1-\left(\frac{1+i\langle *3\rangle}{1+j\langle *4\rangle}\right)^{\frac{\text{残存月数}\langle *5\rangle}{12}}\right\}$$

②主契約部分の解約控除額 ＝ 主契約部分の一時払保険料<＊6> × 所定の解約控除率<＊7>

<＊1> 解約の場合は解約日の主契約部分の積立金額<＊2>となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する主契約部分の積立金額となります。

<＊2> 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<＊3> ｉは、適用している主契約部分の積立利率の計算に用いた主契約部分の指標金利です。

<＊4> ｊは、解約日（一部解約日）において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の主契約部分の指標金利です。

<＊5> 残存月数は、解約日（一部解約日）から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.5となります。

<＊6> 一部解約の場合は、主契約部分の一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。

<＊7> 解約控除率については、P.39をご参照ください。

Ⓑ特則部分の解約払戻金額

特則部分の解約払戻金額 ＝ ①特則部分の市場調整価格 － ②特則部分の解約控除額

①特則部分の市場調整価格 ＝ 解約日(一部解約日)の特則部分の積立金額<＊1> － 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日(一部解約日)の特則部分の積立金額}\langle *1\rangle \times \left\{1-\left(\frac{1+i'\langle *3\rangle}{1+j'\langle *4\rangle}\right)^{\frac{\text{残存月数}\langle *5\rangle}{12}}\right\}$$

②特則部分の解約控除額 ＝ 特則部分の一時払保険料<＊6> × 所定の解約控除率<＊7>

<＊1> 解約の場合は解約日の特則部分の積立金額<＊2>となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する特則部分の積立金額となります。

<＊2> 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<＊3> ｉ'は、適用している特則部分の積立利率の計算に用いた特則部分の指標金利です。

<＊4> ｊ'は、解約日（一部解約日）において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の特則部分の指標金利です。

<＊5> 残存月数は、解約日（一部解約日）から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.3となります。

<＊6> 一部解約の場合は、特則部分の一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。

<＊7> 解約控除率については、P.39をご参照ください。

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、次のいずれかの場合、市場調整額は0（ゼロ）とします。

・【契約年齢40歳以上70歳以下】契約日から30年後の年単位の契約応当日以後
・【契約年齢71歳以上】被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後

ご注意

・この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご留意ください。
　① 積立利率は、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません（上昇しません）。
　② また、ご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。
・契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
・市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性（金利変動リスク）が高くなります。また、解約日から市場調整終了日までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。
・解約控除や市場調整のしくみや影響により、一部解約した払戻金額は、一部解約した基本保険金額に対応する一時払保険料より少なくなる可能性があります。また、一部解約をした払戻金額と将来受取る保険金等の合計額が元本割れする可能性があります。

3 市場調整について

● この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

● このしくみを、「市場調整」といいます。

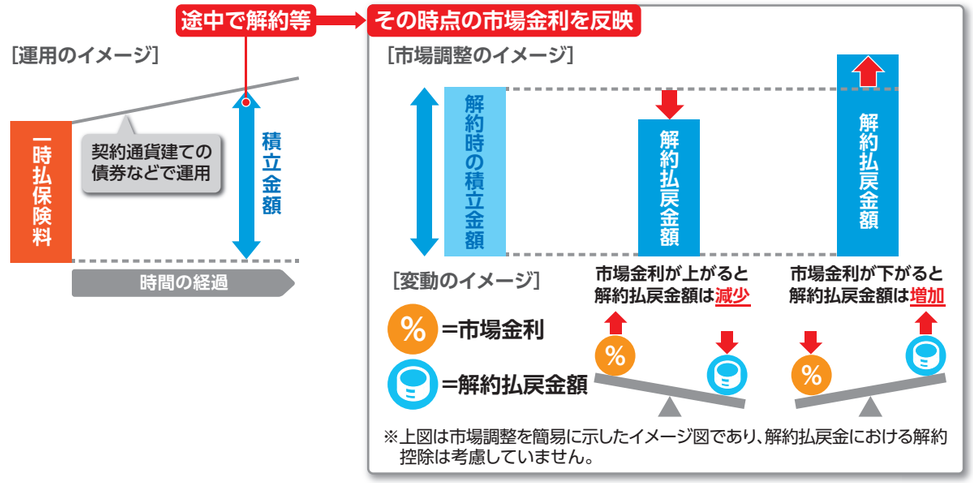

4 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

5 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

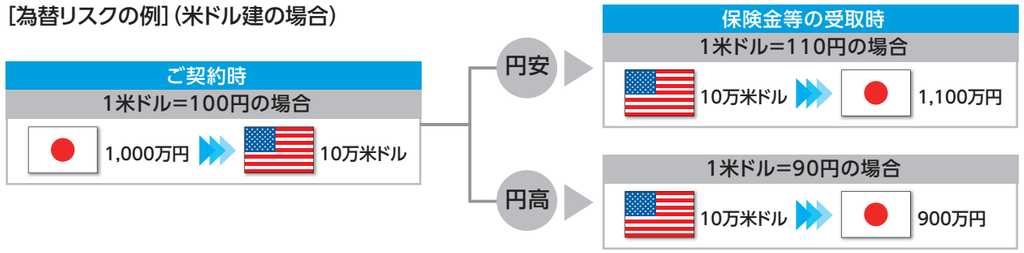

この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.40の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

■ 基本コース

・ 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて、指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）および積立利率適用期間等によって異なります。

・ 積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

■ 三大疾病・介護・認知症コース

・ 保険期間中に適用される積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれに設定され、契約年齢および契約通貨等に応じて、指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。なお、積立利率は、契約日、契約通貨、契約年齢等によって異なります。

・ 積立金から死亡保険金と特則保険金（三大疾病保険金または認知症介護保険金）を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。なお、特則保険金の支払い後は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。

● 初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用（基本コース）

契約通貨が外貨でこの特約が付加された第1保険期間（1年または3年）中、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	（契約通貨のTTM＋25銭）÷（払込通貨のTTM－25銭）
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM－50銭

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約（基本コース）および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1％	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約等の日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料（一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額）に乗じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 契約日からの経過年数ごとの解約控除率

契約通貨	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
外貨	4%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2%
円	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%

契約通貨	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
外貨	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
円	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

● 社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1％（最大10万円）を控除します。

2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

契約通貨が外貨で、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約等する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】
書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028　東京都中央区八重洲1ー3ー7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命　クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 （契約申込書の右下に記載があります。）	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由（任意）	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 （申込者または契約者の本人口座）	⑦〇〇〇〇銀行　〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人　ホケン　タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン　タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険　太郎

【電磁的記録によるお申出】
電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

円入金特約または外貨入金特約＜＊１＞を付加＜＊２＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）
＜＊１＞ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。
＜＊２＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル　0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 告知義務について（三大疾病・介護・認知症コースをご選択いただいた場合）

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。
ご契約にあたっては、現在の健康状態等を「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」で三井住友海上プライマリー生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から２年以内であれば、三井住友海上プライマリー生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いいたします。

- 保険金等をお支払いすることはできません。
- お支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、保険金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等をお支払いします。

告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

三井住友海上プライマリー生命の社員または三井住友海上プライマリー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

6 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日（三大疾病・介護・認知症コースを選択した場合は、受領日または告知日のいずれか遅い日）を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から２年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失等により保険金等の支払事由に該当した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

三大疾病・介護・認知症コースにおいて、ご契約が告知義務違反により解除となった場合や責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害を原因とする場合は、保険金等のお支払いができないことがあります。

8 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、コースによって異なります。詳細については、「契約概要」の各コースごとの「解約払戻金について」をご参照ください。

9 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問合わせください。

10 為替リスクについて

為替リスクについては、P.40の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

12 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- 被保険者が入院中の場合
  次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
  （1）継続入院中の一時帰宅
  （2）末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
  （3）申込日以降の入院予定や検査入院
  （4）余命宣告を受けた場合
  （5）特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設（介護医療院、介護老人保健施設）に入所中もしくは入所予定
- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 一時払保険料の入金について

この保険では、「外貨入金特約」を付加して一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、募集代理店によっては、この特約をお取扱いしていないことがあります。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート（為替クロスレート）と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

13 保険会社の商号と住所等について

商　号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取扱いについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 （相続税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	死亡保険金の支払日 （所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。
ただし、社会貢献特約を付加した場合は、その対象とはなりません。

● 解約払戻金に対する課税

解約、一部解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊1＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊1＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 三大疾病保険金または認知症介護保険金に対する課税

被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。

● 社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱いについて

本特約を付加した場合、指定公益団体が受取る死亡保険金は相続税の課税対象になりません。

＜ご参考＞本特約を付加した場合の遺産分割における死亡保険金のお取扱について
指定公益団体が受取る死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。
なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受取る死亡保険金が特別受益としての取扱いを受けることもありません。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金／終身介護年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊2＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊2＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意

- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人に請求できない特別な事情があるとき、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・ご相談受付先

フリーダイヤル
0120−125−104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

17 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社) 生命保険協会です。
(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書 (電子メール・ＦＡＸは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参考資料

生命保険でできる、円満な相続のための3つの対策

相続税対策　死亡保険金の非課税枠*1を活用できます。

非課税限度額 ＝ 500万円 × 法定相続人の数*2

*1 法定相続人（相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。）以外の人が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。

*2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

遺産分割対策　お金に名前をつけてのこせます。

死亡保険金受取人をあらかじめ指定できます。そのため、財産を「渡したい人にのこす」ことができます。

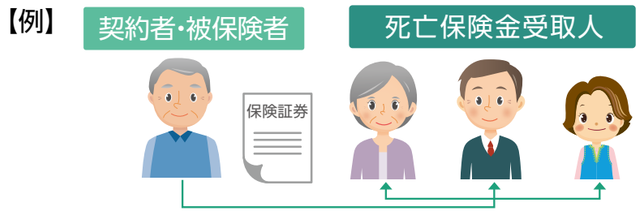

死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

納税資金対策　すぐにつかえる現金を確保できます。

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外*3となります。
そのため死亡保険金受取人が所定の請求手続きをすることにより、すみやかに現金で支払われます。（書類等に不備がない場合、約1週間程度*4で支払われます。）

*3 最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。

*4 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。

政策金利の推移（2004年1月～2024年9月）

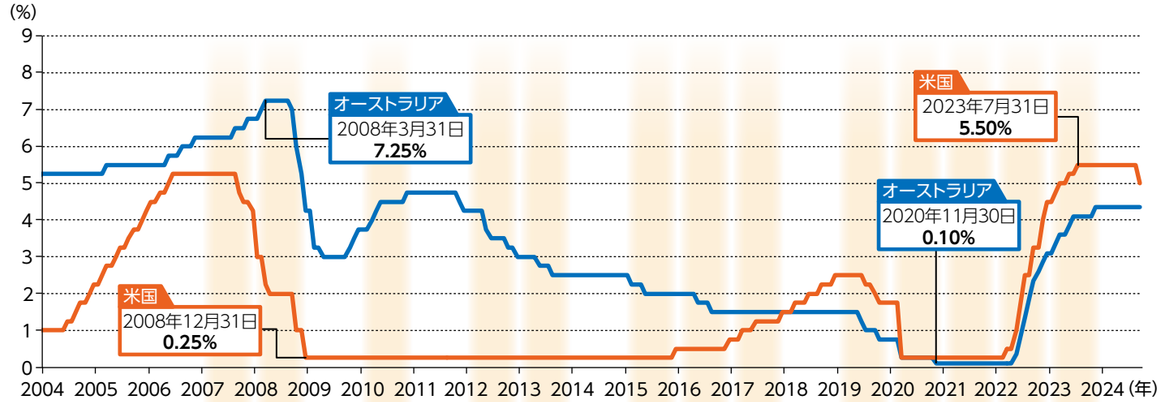

対円為替の推移（2004年1月～2024年9月）

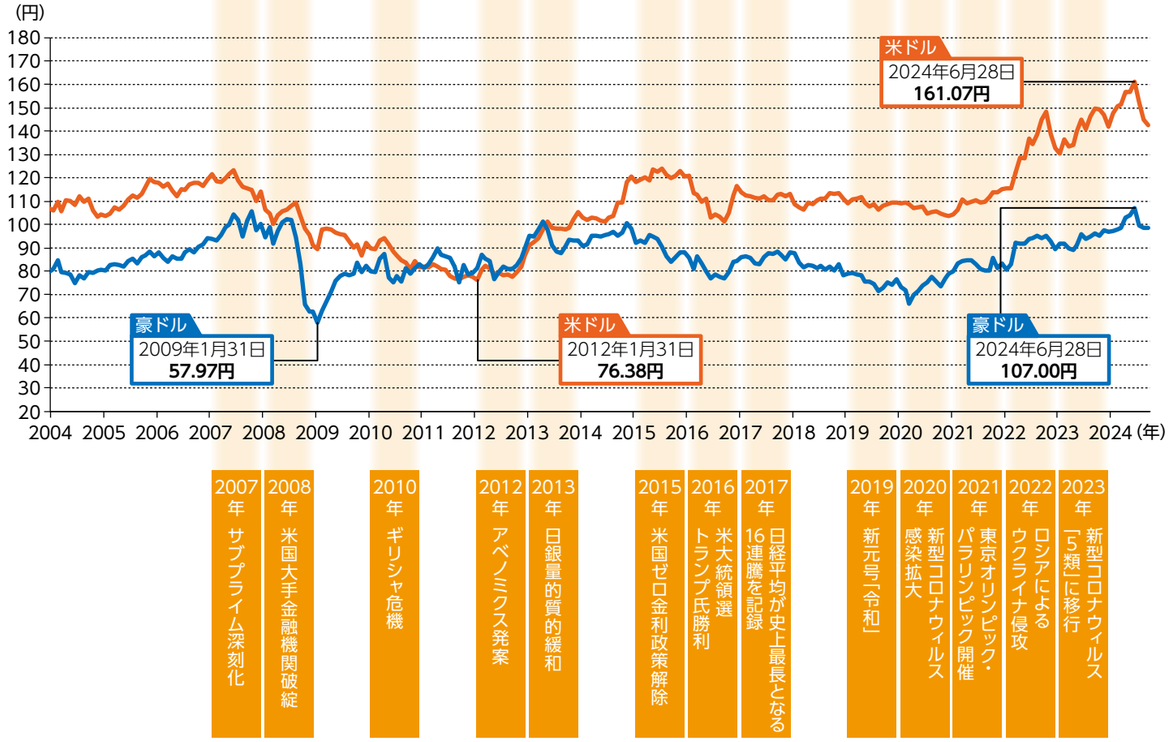

【データ：政策金利】
米国：Federal Funds Rate、
オーストラリア：Cash Rate Target、
（参考）日本：2024年9月末 無担保コール翌日物レート 0.225%

【データ出典】
Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
【データ期間】
2004年1月～2024年9月の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利および対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものでもありません。
また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

最新情報　金利と為替の推移

最後に、ご確認くだ さい

この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

クーリング・オフ制度の対象です。
（お申込みの撤回・契約の解除）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P41～P42にてご確認ください。

［イメージ図］（書面で手続きする場合の例）

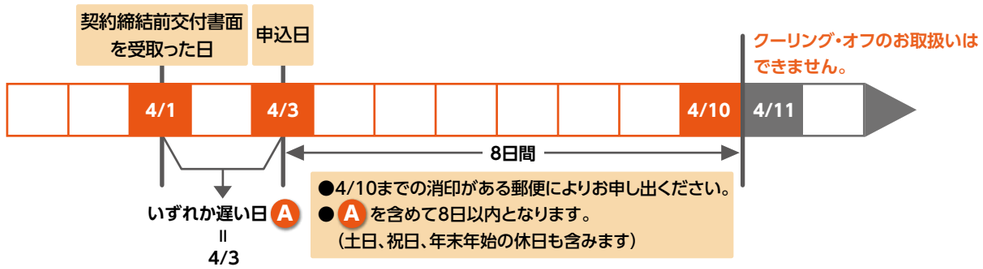

お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険期間中にご負担いただく費用」「初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用（基本コース）」「外貨で契約を締結することで生じる費用」「遺族年金支払特約、介護年金移行特約（基本コース）および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用」「解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金へ移行する時にご負担いただく費用」「社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P37～P39にてご確認ください。

外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、
為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P40にてご確認ください。

［為替リスクの例］（米ドル建の場合）

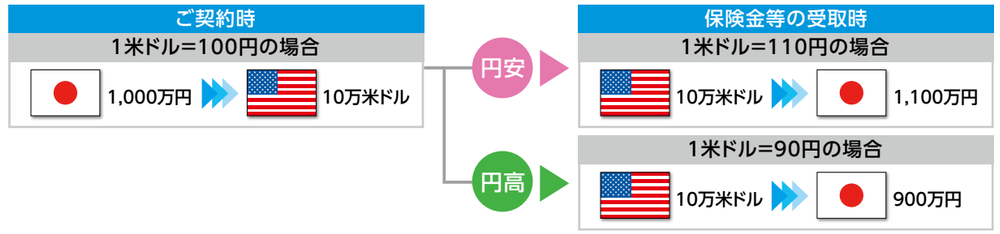

解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、
解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P25～P26、P32～P33にてご確認ください。

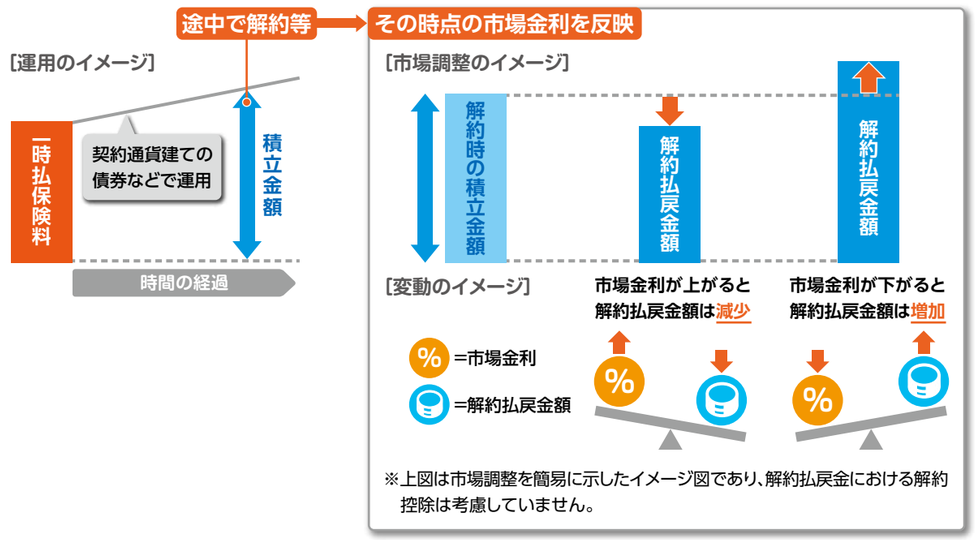

※上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除は考慮していません。